

区 民 の 声 の 公 表 【令和8年（2026年）3月受付分】

件名	区民の声(要旨)	区の回答(対応・考え方)	所管課	連絡先 (電話、FAX)	受付日	関連情報
選挙不在投票及び区割り	前回の衆議院議員選挙、三軒茶屋に期日前投票に行くと、居住地の宮坂は選挙区が5区から6区に変わっていると言われ、三軒茶屋では投票できず、宮の坂の駅の所で投票できると案内された。その後具体的場所をさらに尋ねると代官屋敷の前ですとの答えが返ってきた。 しかし、案内された期日前投票所へ行って聞くと5区の投票所であった。駅まで戻って区民センターで聞くと1番近いのは経堂だと案内された。歩いて20～30分くらいかかるとのこと。 間違った案内をされてぐるぐる歩かされた。職員の皆さんには正しく投票所を把握してほしい。また、宮の坂地区で近い投票所を設置してほしい。	衆議院議員選挙の際、世田谷区では選挙区が東京都第5区と第6区に分かれることから、期日前投票所の案内につきましては、従前より従事する職員に対して周知しておりますが、今後は今回のようなご案内をすることがないよう、より一層指導及び周知徹底を図ってまいります。 また、宮の坂地区で近い投票所が欲しいというご要望に関しまして、期日前投票所を円滑に運営するためには、鍵の開け閉めといった施設の管理をはじめ、投票用紙や投票箱、選挙人名簿対照用のパソコンの管理を行う必要がございます。そのため本庁舎のほかには区内28か所のまちづくりセンター等に期日前投票所を設置しております。 今後也有権者の方々の利便性を考慮したより良い投票環境の整備に向けて努力してまいります。	選挙管理委員会事務局	電話 03－5432－2751 FAX 03－5432－3045	令和8年(2026年) 3月2日	
図書館貸し出しカードについて	図書の貸し出しの際、貸し出しカードが必要ですが、実際のカードを持ち歩かなくてもスマートフォンに取り込んだバーコードでも対応してくれるようになると利便性が上がります。ご検討をお願いします。	令和7年3月1日より、図書館ホームページで利用者IDを表示する機能を開始しました。図書館ホームページの「マイライブラリ」にログインして、「利用者メニュー」欄の「バーコード表示」を選択することで、利用者IDがバーコードで表示されます。是非ご活用ください。 なお、ご利用にはパスワード登録が必要です。パスワード登録がまだでしたら、共通利用カードと本人確認できる書類(運転免許証・マイナンバーカードなど)をお持ちの上、最寄りの図書館窓口でお手続きをお願いします。 また、スクリーンショット(画像としての保存)ではご利用いただけない点、予約資料の代理受取については予約者本人の共通利用カードの提示が必要である点について、ご理解をお願いします。	教育政策・生涯学習部 中央図書館	電話 03－3429－1811 FAX 03－3429－7436	令和8年(2026年) 3月2日	
待機児童問題の実情と早急な対応のお願い	私は区内に在住し、子育てをしている保護者です。 このたび、1歳児クラスの保育園に申し込みをいたしましたが、順位的に入園の見込みがほばない状況となりました。 本来であれば、世田谷区で子育てをしながら働き続けたいという強い思いがありました。しかし、保育の受け皿が確保できない現状では復職が叶わず、やむを得ず区外へ転居する決断をいたしました。 働く意思があり、社会に貢献したいと願っているにもかかわらず、「保育園に入れない」という理由でその機会を失うことは、大きな不安と喪失感を伴うものでした。また、住み慣れた地域を離れなければならないことも、非常に残念でなりません。 世田谷区は子育て支援に力を入れている自治体であると感じていただけに、今回の状況はとても悔しく、悲しい思いです。 どうか今後、私と同じように「働きたいのに働けない」「住み続けたいのに住み続けられない」という思いをする家庭が少しでも減るよう、受け入れ枠拡充や、より柔軟な保育の仕組みづくりをご検討いただけましたら幸いです。 一保護者としての切実な声として、ぜひ受け止めていただけますようお願い申し上げます。	区では、令和7年4月入園にて保育待機児童が生じた状況を踏まえ、令和7年7月に保育の定員確保の新たな取組みを決定し、新規施設の整備等により定員確保に向けた取組みを進めているところです。 また、令和8年4月入園一次選考の申し込み数が前年より大幅に増加したことを受けまして、既存保育施設に対し令和8年4月入園の定員拡充の要請等を行い、施設の面積や人員等の基準を踏まえ定員拡充の可能性がある各施設と個別に調整し、定員の弾力化や定期利用保育の実施等により、可能な限り保育の希望に応えられるよう現在も取り組んでいます。 さらに、就学前人口は減少傾向にありますが、今後も保育施設の利用を希望される方の増加が続くことが見込まれることから、令和9年4月以降開設の新規施設の整備等を前倒しすることを決定し、令和8年2月に区議会に報告するとともに、所要経費を令和8年度予算案に計上しているところです。 区としましては、就学前人口の動向や保育の利用希望の状況の変化を踏まえ、保育ニーズに対応した保育施設の定員確保の取組みを今後も継続してまいります。	子ども・若者部 保育認定・調整課	電話 03－5432－1200 FAX 03－5432－1506	令和8年(2026年) 3月3日	
おたふくかぜ予防接種費用助成の延長について	6歳(年長)の子どもがいます。おたふくかぜワクチンが供給不足により予防接種が打てていません。小児科や内科など何軒も問い合わせをしましたが、ワクチンの入荷は未定で接種はできないと断られました。費用助成は小学校就学前の子どもまでが対象となっていますが、今月中に接種することが難しいです。対象期間の延長措置はないのでしょうか。	おたふくかぜ予防接種の費用助成については、東京都の補助事業を活用して実施しており、対象が1歳から小学校就学前までの方となっていることから、区では、それに合わせて助成を実施しています。 また、出荷停止となっていたワクチンが令和8年2月前半頃に出荷再開され、順次医療機関に納品されていること確認をしています。 以上の理由により、現時点ではおたふくかぜ予防接種の費用助成期間延長を実施する予定はございません。 今後の助成内容につきましては、ワクチンの流通状況や、東京都の動向を引き続き注視し、総合的に判断してまいります。最新情報については、関連情報欄に記載の区ホームページにて周知いたしますので、ご確認いただきますようお願いいたします。	世田谷保健所 感染症対策課	電話(世田谷区予防接種コールセンター) 03－5432－2437 FAX(世田谷保健所感染症対策課) 03－5432－3022	令和8年(2026年) 3月6日	https://www.city.setagaya.lg.jp/02015/10846.html
二輪車のご当地ナンバープレートを導入してください	私は普段バイクで都内を移動する機会が多いのですが、私が乗る110ccバイクのピンクナンバーでも、かなりの自治体でご当地ナンバーが導入されており、特にバイクのナンバープレートはとても可愛いらしいものも多く、正直他の自治体が羨ましくなっています。 図柄だけではなく、プレートの形自体も工夫が凝らしてあるなど、見ていても心が和むような、ほっこりするようなプレートもあります。 世田谷区では2017年に区民より乗用車のご当地プレートが導入されている様ですが、その後は何もされていないように見受けられました。 区の財政が足りないと言っばかりではなく、ご当地プレートをもっと魅力的にして、財源にしたり、自治体の広告としてナンバープレートを使うなどの努力もされたら如何かと思います。 二輪車のご当地ナンバープレートの導入及び、自動車用のデザインの変更をご検討よろしくお願ひいたします。	【課税課】 当課では、原動機付自転車等の標識の作成を担当しています。 ご当地ナンバーについては、以前から検討を行っておりましたが、様々な理由から導入には至っていないところです。ご意見をいただいたように区の魅力発信にもつながるものであると認識しておりますので、引き続き他の自治体等も参考にしながら検討してまいりたいと思います。キャラクター等のデザインについては著作権等の課題もありますので、必要に応じて関係各所と調整しながら慎重に対応していきます。 【経済課】 登録自動車及び軽自動車における地方版図柄入りナンバープレートの導入にあたっては、平成29年に図柄入りデザインを区民公募し、区民意見募集と選定委員会による審査を経て決定したものを、平成30年10月より交付しています。図柄デザインの更新判断については、国の定めた普及率及び申込件数の更新基準を満たす見込みであることから、現在更新の予定はありません。今後とも図柄入りナンバープレートの周知普及に努めてまいりますので、ご理解ご協力のほどよろしくお願ひします。	財務部課税課 経済産業部経済課	課税課 電話 03－5432－2162 FAX 03－5432－3037 経済課 電話 03－3411－6653 FAX 03－3411－6635	令和8年(2026年) 3月6日	
マイナンバーカードの発行について	マイナンバーカードの更新案内を受けて手続きを行ったが、カード受け取りの案内が届いたのは有効期限の約10日前、急いでカード受け取りの予約しようとしたが、空いているのは2か月後ばかりで、有効期限内に更新を完了するのは不可能なスケジュールでした。 更新案内の前倒しや手続きの迅速化、受け取り体制の拡充などの改善を求めます。必要なら法改正も含めて対応し、利便性を高めるなど、コスト意識を持った改革を切に願います。	このたびは、マイナンバーカードの更新申請からお受け取りまでに長期間を要しご不便をおかけしていることを深くお詫びするとともに、申請が想定を大幅に上回る状況となっており、重ねてお詫び申し上げます。 マイナンバーカードセンターでの予約枠の拡充や、土曜日・日曜日の臨時窓口随時開催、郵便局での受け取りを順次開始する等、交付体制の改善及び効率化に努め、一日も早くご不便を解消できるよう尽力してまいります。何卒ご理解賜りますようお願いいたします。	地域行政部 マイナンバー担当課	電話 03－6413－9481 FAX 03－6413－9482	令和8年(2026年) 3月6日	

件名	区民の声(要旨)	区の回答(対応・考え方)	所管課	連絡先 (電話、FAX)	受付日	関連情報
バスの赤字補填について	区内の赤字コミュニティバスの運行費を区が半額補助すること。受益者負担で運賃の大幅値上げが先ではないか？私は全くバスを利用せず、むしろ交通の邪魔とさえ考えている。減便は大いに結構だが、そのようなバスに税金を投入されるのは反対である。安すぎる運賃の見直しを進めていただきたい。	路線バスを運行するバス事業者の状況につきましては、コロナ禍における利用者数の減少以降、新型コロナウイルス感染症の5類移行後もライフスタイルの変化等により、利用者数はコロナ禍前の8～9割程度にとどまっており、依然として厳しい経営環境にあります。 さらに、運転士の高齢化やなり手不足に加え、令和6年(2024年)4月から適用された運輸業での時間外労働の上限規制、いわゆる「2024年問題」により、従来からの運転士不足が一層深刻化している状況です。このため、路線を維持するために必要な運転士の確保が難しく、今後も改善の見通しが立っていない状況です。 こうした状況の中で、仮に減便や廃止が生じた場合には、日常の移動手段に限られる高齢者をはじめ、通院・通学・買い物等でバスを必要とする区民の皆さまに大きな影響が生じます。 いただいたご意見のとおり、コミュニティバスの運行経費の補助を行うことで、日頃、路線バスを利用されない方をはじめ、税負担に対して不公平感を抱かれる方がいらっしゃることは認識しておりますが、区では、移動手段に限られる方々の「生活の足」を守ることは、地域として最低限確保すべき公共サービスのひとつと考えており、地域の生活を支えるコミュニティバスの運行を維持することが公共交通政策として必要であると判断し、運行経費の補助を実施してまいります。 運賃改定につきましては、区内を運行する民間バス4社において令和5年(2023年)以降、20～30円の運賃値上げが既に実施されており、各事業者は路線維持に向けた経営努力を続けていると伺っています。 ご指摘いただきました「運賃の見直しを進めるべき」とのご意見につきましても、バス事業者へしっかりと伝えし、今後の検討の参考としていただくよう働きかけていきます。	道路・交通計画部 交通政策課	電話 03-6432-7946 FAX 03-6432-7991	令和8年(2026年) 3月10日	
保存樹木制度の実効性向上に関する提案	近年、維持管理負担や落枝リスクへの不安、将来的な相続や税負担との兼ね合いなどを理由に伐採される事例が見受けられます。 現行制度では保存樹木の指定基準が「地上1.5mで幹周1.5m以上」とされており、一定規模以上の樹木に限定されています。しかし、生態系機能(雨水浸透、温度緩和、生物多様性維持等)は、必ずしもそのサイズ以上でなければ発揮されるものではありません。 つきましては、以下の施策をご検討いただきたく存じます。 1. 保存樹木に対する年間定額助成制度(例:1本5,000円程度)の創設 2. 剪定費補助の明文化および周知強化 3. 保存樹表示制度の強化による地域資源としての可視化 4. 固定資産税軽減措置の検討 5. 指定基準(幹周1.5m以上)の見直し、または段階的保全制度の創設 さらに、将来的な都市緑化施策として、区立小中学校において地域のシンボルツリーとなる苗木を育成し、数年間の環境学習を経て地域や公共空間へ植樹する仕組みの検討もご提案します。	区では、民有地に残る貴重な緑を将来にわたって保全していくため、保存樹木・保存樹林地の指定を行い、所有者の方の要望に基づき、三年に一度の剪定支援や樹木医の派遣、落ち葉の収集などをするとともに、樹木保険への加入をすることで、維持管理の一部を支援しています。 一方で、樹木の老木化等による維持管理等の負担は増加しており、支援の充実が必要と認識しています。お寄せいただきましたご意見につきましては、施策の検討を進める上での参考とさせていただきます。	みどり33推進担当部 みどり政策課	電話 03-6432-7904 FAX 03-6432-7989	令和8年(2026年) 3月11日	
明大前、道路でタバコ吸う人が多すぎます	私は半年ほど前に明大前駅近くに引っ越してきた20代の者です。 表題通りですが、明大前は加熱式タバコや紙含めタバコを道路で吸っている人が多く、苦しんでいます。特に、男性が多く見受けられます。(年齢問わず) 正直酷すぎて、早く引っ越したいですが、そうもいきません。どうにかありませんか？駅付近だけでも何とか改善していただきたいです。 よろしくお願いします	区では、屋外の公共の場所等での環境美化及び迷惑防止を促進するため、「世田谷区たばこルール」を定め、区内全域の道路、公園は喫煙禁止としています。 区としては、指定喫煙場所の整備を進めること等により望まない受動喫煙を減らし、喫煙する人となしない人が相互に理解を深め、区民の皆様との協働により地域のたばこマナーが向上するまちづくりの実現を目指してまいります。 今回お申し出の地域については、環境美化指導員による巡回を実施し、路上喫煙が確認された場合には指導を行います。	環境政策部 環境保全課	電話 03-6432-7137 FAX 03-6432-7981	令和8年(2026年) 3月13日	
小学校のタブレットケースの重さについて	区内小学校に通う児童の保護者です。タブレットが重すぎて困っています。タブレットだけで1.2kgで、教科書など合わせると相当な重さで、子どもへの負担が大きいです。今年新しいタブレットに変更されるということで軽くなることを期待しましたが、ほぼ前と変わらず非常に残念です。他の保護者からも同様の意見がよく聞かれます。タブレット本体の重さではなく、ケースの重さだと思いますので、区で工夫いただけると思います。この度、煙が出たり発熱したりという問題があると思うくらいでお知らせがありましたので、ケースが変更される可能性がありますか？もしそうなら、どうか軽いケースに変更をお願いしたいです。 また、他の自治体では低学年は学校に充電機器を完備して持ち帰らずに済む工夫がされていると聞きます。今は毎日持ち帰るように言われていますが、不要な時は学校に置いていける配慮もあると助かります。 ランドセル症候群は社会問題にもなっています。 どうぞ新しい知見と感性で、よろしくお願いします。	学習用タブレットにつきましては、学校内での学習活動に加え、家庭学習(調べ学習、まとめ等)でも活用するため、原則として毎日持ち帰り、ご家庭で充電のうえ学校へ持参いただく運用としております。 一方で、タブレットを日々の登下校で持ち運ぶことによる深刻な影響が懸念される場合等、状況によってはタブレットを学校で保管することもできますので、ご希望の場合は学校へご相談願います。 タブレットの重さに関するご意見を踏まえ、区では、児童が必要に応じてタブレットを学校に置いて帰ることができる環境整備を目的として、令和8年度(2026年度)に小学校1年生及び特別支援学級を対象に、充電保管庫を設置する予定です。 また、キーボードケースについて、発煙や発熱等の報告が数件あり、保護者の皆様にはご心配をおかけし、申し訳ありません。現在は安全を最優先とし、タブレット本体からキーボードケースのType-C端子を外して使用すること、充電は充電ケーブルを直接タブレット本体のType-C端子に接続して行うことを「すぐーる」にてお知らせしております。 今後とも、児童の安全や健康に配慮しながら、ICTを活用した学習環境の充実に努めてまいります。	教育総合センター 教育DX推進担当課	電話 03-6453-1506 FAX 03-6453-1534	令和8年(2026年) 3月16日	
運動会の号令	区立小学校の運動会で「前へならえ」「なおれ」「やすめ」といった号令により、児童が背の順で整列して一斉に行動している様子を見ると、軍隊的な名残を感じて違和感を覚える。これらの号令について、廃止することはできないか。命令的な表現を見直すことだけでも、雰囲気改善につながるのではないか。	学習指導要領(体育)においては、すべての学年に共通して、「場や用具の安全に配慮すること」や「安全に運動する態度を育てること」が求められています。このため、区立小・中学校では、運動前後の安全確認を行う観点から、児童・生徒の位置や間隔を適切に確保するとともに、指導しやすい学習環境を整える一環として、教師が全体を見渡せる隊形(円形、縦隊、横隊など)への整列や隊形づくりに取り組んでいます。 なお、整列方法や掛け声の具体的な定めはありませんので、今後はいいただいたご意見も参考にしながら、子どもたちにとって、より簡潔で分かりやすい号令の在り方について検討していきます。	学校教育部 教育指導課	電話 03-5432-2706 FAX 03-5432-3041	令和8年(2026年) 3月17日	
保育園の復職期限の変更	育休から復帰する際、4月入園で慣らし保育をし、4月末までに復帰することが必要なルールになっているようですが、社会保険が免除にならず給与よりも大きな金額を引かれるという現状になっているようです。一方、他の自治体では、5月復帰が認められているようです。 一律であれば、納得せざるを得ない部分も大きいと思いますが、自治体によって対応が異なるのは、経済的な影響も大きいルールであるため、より区民にとって利用しやすい制度に変更を検討いただきたいです。	区の入園選考においては、入園希望月に育児休業からの復職を前提に保育の利用基準および調整基準指数をつけて選考しています。そのため、入園が決定したご家庭には、入園月中に復職していただくこととしています。 入園選考方法や利用基準につきましては、子ども・子育て支援法に定める「教育・保育給付認定」に基づき、各自治体において定めていますので、自治体によって復職の扱いも異なっています。入園を希望される方が多い当区としましては、育児休業中の方には、事前に「保育のごあんない」等で周知するとともに、育児休業期間や復職時期について、あらかじめ勤務先にご相談のうえ調整していただくようご案内しています。 これまでも、保育の利用についてはご家庭の事情により様々なご意見をいただいておりますが、保育の必要性の観点から公平に選考を行う必要がありますので、ご了承願います。	子ども・若者部 保育認定・調整課	電話 03-5432-1200 FAX 03-5432-1506	令和8年(2026年) 3月17日	

件名	区民の声(要旨)	区の回答(対応・考え方)	所管課	連絡先 (電話、FAX)	受付日	関連情報
教員の臨時的任用について	区立小学校における担任教員の雇用形態について疑問を感じています。子どもの担任教員が臨時的任用であることを途中で知り、大きな驚きと不安を覚えました。担任教員は、児童や保護者にとって信頼して相談できる大きな存在であり、継続的に関わりながら子どもの成長を見守ってもらえるものと考えていました。 しかし、臨時的任用であるために任期満了により1年で学校を離れることとなり、十分に関係性が築かれたところで教員が交代する状況に違和感を抱いています。このような仕組みの中で、子どもたちへの継続的かつ安定した教育が十分に行えるのか疑問です。また、教員不足が課題とされている中で、担任を臨時的任用の教員が担っている現状についても疑問があります。教員が安心して長期的に子どもたちと向き合える環境を整えることが重要ではないでしょうか。 子どもたちは担任教員との関係を築きながら学校生活を送っており、その継続性は教育にとって大切な要素であると感じています。教員の雇用の在り方や配置について、より安定した教育環境の実現に向けた見直しを検討していただくことを望みます。	臨時的任用教員は、正規教員の妊娠出産休暇や育児休業の取得、病気休職等により欠員が生じた際に代替として任用される教員で、本件教員のように、授業だけでなく学級担任や校務分掌等も担当します。身分は東京都の臨時的任用教員採用選考を受け合格した常勤教員になります。お話のとおり正規教員との違いは、欠員が生じた際の代替であるため、正規教員が育児休業や病気休職から復職するなど欠員状態が解消するまでの時限任用となることです。当該教員に対し大変良い評価をいただきありがたいのですが、欠員を生じさせないための制度である臨時的任用教員の仕組み上単年度の任用とならざるを得ないことを何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。	学校教育部 教育指導課	電話 03-5432-2708 FAX 03-5432-3041	令和8年(2026年) 3月23日	
① 1か月児健診の受診票化 ②現場の声を活かす仕組み作り	【要望の要旨】 ①1か月児健診の受診票化:他の健診と同様、窓口精算(受診票方式)へ統一し、産後の「立て替え・後日申請」の負担を解消してください。 ②現場の声を活かす仕組み作り:職員が感じる「業務の非効率」を吸い上げ、改善に繋げる体制を強化してください。 【理由と背景】 産後の負担軽減(フリクションレス):心身ともに過酷な産後、領収書のコピーや書類作成、郵送作業は負担となります。手続きの一本化最小化すべきです。 現場職員の違和感と組織課題:窓口職員の方も「1か月児健診だけ別フローなのはおかしい」と認識されていますが、その声を届ける場がないとのこと。現場の「気づき」を放置することは、区民・職員双方のリソースを浪費しています。 【結論】 人手不足の時代だからこそ、二度手間なアナログ作業を廃止し、職員の知見を活かした「攻めの効率化」を強く求めます。持続可能な行政サービスを実現してください。	1か月児健康診査の受診票化について、世田谷区では令和8年10月1日受診分から受診票方式の導入を予定しています。 また、日頃から窓口職員との連携に努めていますが、より緊密な連携が図れるよう現場の声を活かす仕組みづくりについて検討します。	世田谷保健所 健康推進課	電話 03-5432-2446 FAX 03-5432-3022	令和8年(2026年) 3月24日	
図書館の蔵書数について	以前住んでいた市の市立図書館では、蔵書数や様々なジャンルの図書があり、世田谷区にも期待していましたが中央図書館を含めいくつかの図書館を回ってみたところ、思っていたよりも蔵書数等が少なく建物も小さく感じました。特に、中央図書館で私のよく読んでいる日本十進分類法の007情報工学の蔵書数がかなり少ないように感じました。複数の棚でなくとも、一つの棚で上から下まで隙間なく詰まっているなら良いかと思いましたが、棚の一段に半分程度しか配架されていないというのが複数の段で確認され気になりました。勿論、開架されているのが一部であったり、複数の館で共有し合い重複している図書を少なくしているというのは理解できますが、中央図書館は名前の通り中央なので棚に収まるだけもう少し図書を増やしてほしいです。 世田谷区の公表されている財政状況も確認しましたが、物件費の内訳の図書購入費というのは例年であれば大体どの程度の割合かというのも公表されていますか。物件費の内、運営業務委託費が半分ほど占められていて図書購入費がそれ以下であり、合わせると直接コストの4分の3が人件費になっており、図書購入費の拡大も検討していただきたいです。 予約とリクエストについて、そこまで世間では人気でない図書でも順番待ちが多いのでリクエストの多い順からでも図書購入をしていただきたいです。	蔵書数等が少なく建物も小さく感じられ、配架が棚の半分程度という段が複数確認されたとのことで、ご希望の分類の蔵書に関してもご希望に添えず申し訳ございません。 区立図書館全体で所蔵している資料は、約200万冊ですが、複数の館で分担しており、中央図書館に関しては約50万冊を所蔵し、そのうち約4割が開架の書庫にある状況で、開架資料は表紙を見せた展示方法や、手に取りやすいよう余裕をもった配架をしています。しかしながら、中央図書館は区立図書館全館の中枢機能であるため、専門性の高い資料を数多く所蔵できるよう努めており、いただいたご意見も踏まえ、様々なニーズに応えられるよう引き続き専門書を含めた資料の充実に取り組んでいきます。 また、図書館に係る経費のうち物件費は約40%を占め、そのうち資料費に関しては物件費の概ね15%程度となっています。世田谷区では電子書籍などの新たなサービスも取り入れており、様々な手法を検討しながら、資料の充実を図っているところです。今後も限られた予算の中で、効率的な支出に努め、利用者からのリクエスト等も参考に、資料の充実を図っていきます。	教育政策・生涯学習部 中央図書館	電話 03-3429-1811 FAX 03-3429-7436	令和8年(2026年) 3月30日	